

滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業公表要領

(目的)

第1条 滋賀県健康福祉サービス評価システム推進事業実施要綱第4の規定に基づき、評価結果の取扱いおよび公表方法等に関し必要な事項を定める。

(評価結果の報告)

第2条 評価機関は、評価結果を「滋賀県健康福祉サービス第三者評価結果報告書」(別添)により県に報告するものとする。

- 2 評価結果について、事業者の同意が得られない評価項目等がある場合には、併せてその項目等を報告するものとする。
- 3 第1項による報告は、評価結果の確定後速やかに行うものとする。

(評価結果の公表)

第3条 県は、前条による報告を受け、別紙様式により、次に掲げる事項について評価結果を公表するものとする。

- (1) 事業者情報(法人等名、事業所名、種別、代表者名、定員、所在地等)
 - (2) 第三者評価機関名および評価実施期間
 - (3) 評価項目の評価結果
 - (4) 評価の概要(総合評価、特に評価の高い点、改善を求められる点)
 - (5) 第三者評価結果に対する事業者のコメント
- 2 事業者の同意が得られない評価項目等がある場合においては、前項第1号および第2号のみを公表し、前項第3号、第4号および第5号は公表しないものとする。
この場合「事業者の同意が得られないため非公開とする」旨を付記し公表するものとする。

(評価機関における公表)

第4条 第2条による報告をした評価機関においては、第3条に定める取扱いに準じ評価結果の公表を行うものとする。

(公表期間)

第5条 評価結果の公表は速やかに行うものとし、公表期間は評価実施時の翌年度から起算し5年までとする。

附則

この要領は、平成18年9月14日から施行する。

別添

年 月 日

滋賀県知事 あて

法人名
代表者氏名

印

滋賀県健康福祉サービス第三者評価結果報告書

第三者評価の結果について、滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業公表要領第2条の規定により報告します。

記

- 1 サービス事業者名
- 2 評価結果の内容および公表に関するサービス事業者の同意について
(記入例)
 - ・評価結果の内容および公表についてサービス事業者の同意を得ています。
 - ・ に関する評価結果の内容について同意が得られないため、滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業公表要領第3条第2項により取り扱い願います。
- 3 評価結果
別添のとおり (別紙様式を添付)

健康福祉サービス第三者評価結果 公表 共通様式

1 事業者情報

福祉サービスの種別	
事業所名	
代表者氏名(管理者)	
法人名	
定員(利用人数)	
施設・事業所所在地	
T E L	
F A X	
電子メール	
ホームページアドレス	

2 第三者評価機関

第三者評価機関名	
評価実施期間	

3 評価の概要

総合評価

特に評価の高い点

改善を求められる点

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

5 評価項目毎の評価結果 (別 添)

評 価 結 果

大 項 目		
中 項 目	第三者評価結果	記 述 欄
小項目	a・b・c	(コ メ ン ト)
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
中 項 目	第三者評価結果	
小項目	a・b・c	

大 項 目		
中 項 目	第三者評価結果	記 述 欄
小項目	a・b・c	(コ メ ン ト)
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	
中 項 目	第三者評価結果	
小項目	a・b・c	
中 項 目	第三者評価結果	
小項目	a・b・c	
小項目	a・b・c	

